平成27年7月28日
国営沖縄記念公園事務所

見積書提出依頼(オープンカウンター方式)

件　　名	平成27年度　公園事務所建具改修工事
数　量　等	仕様書のとおり
納　入　期　限	契約締結の翌日から平成27年8月31日まで
納　入　場　所	国営沖縄記念公園事務所
見積書提出期限	平成27年　8月　4日　13時30分
担　　当	沖縄総合事務局　国営沖縄記念公園事務所　総務課 総務係　下門・豊里 〒905－0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地 TEL　0980-48-3140　FAX　0980-48-3793
注意事項	1　消費税が含まれているかを明確にして下さい。 2　見積書の件名は上記の件名と合わせて下さい。 3　宛名は、「分任支出負担行為担当官　沖縄総合事務局　国営沖縄記念公園事務所長　片山　壮二」と記入ください。 4　提出者名には、会社名のほか、代表者役職・氏名と代表者印をお願いします。(会社名の印のみではなく、必ず代表者印の押印もお願いします。) 5　見積書の様式指定はございませんので、御社の見積書様式で作成願います。 6　日付欄には、見積書の提出日をご記入下さい。 7　1度提出された見積書の変更又は取消はできません。 8　見積書の提出方法は、上記担当への直接持ち込み、郵送(但し提出期限必着)又はFAX※とします。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出して下さい。 ※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。 9　結果の通知は、提出期限日以降に契約の相手方へ電話にてお知らせ致します。 10　適正な請求書を受理した日から30日以内に支払います。 11　オープンカウンター方式試行要領に沿って手続を進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。ただし、要領第4条第2項の見積書提出期限については、上記に記載された期限とします。 12　仕様書等に関する質問等は、上記担当者にお願い致します。

平成２７年度　公園事務所建具改修工事

仕　様　書

第１条　適　用

本仕様書は、国営沖縄記念公園事務所が発注する「平成２７年度　公園事務所建具改修工事」に適用する。

第２条　履行場所

国営沖縄記念公園　海洋博覧会地区

第３条　履行期限

契約締結の翌日より平成２７年8月３１日まで

第４条　工事の内容

本工事は、国営沖縄記念公園事務所の建具改修を行うものである。詳細は、別紙図面による。

第５条　提出資料等

工事完成時に以下の資料を１部提出する。

・完成図（A3 紙媒体及び CAD データ）
・工事写真（A4 紙媒体及び電子媒体）
・製作図、試験成績書及び技術資料等
・取扱説明書及び保証書等
・その他監督職員の指示するもの

※監督職員より既存図面の CAD データを貸与する。
※体裁及びデータ形式等は監督職員との協議による。

第６条　検　査

本工事完了後、監督職員の検査を受けるものとする。

第７条　守秘義務

受注者は、本工事に関する全ての事項について機密を厳守し、第三者に漏洩したり、転用したりしてはならない。

第８条　支払等

支払請求は、監督職員の検査に合格した後、適正な請求書を受理した日から３０日以内に支払をする。

なお、端数処理については、１円未満は切り捨てるものとする。

第９条　その他

工事履行にあたっては、公園事務所及び関係機関と十分調整すること。

また、本仕様書に記載なき事項やその他疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

3階 建具キープラン S=1/300

2階 建具キープラン S=1/300

1階 建具キープラン S=1/300

建具表（既存） S=1/60

	R2 AW　2階 1箇所　3階 1箇所　合計 2ヶ所
形状	4/mアルミパネル 排煙外倒し窓 W=1,150 H=715 235 H=865 FIX 6/m透明ガラス 5/m透明強化ガラス 6/m透明ガラス 425 結露水逃がすための穴加工 φ3mm（2箇所） 結露水逃がすための穴加工 φ3mm（2箇所） 既設の位置 80 515 595 1,150 2,200 1,150 50 50 W=4,600
型式	TM-70ランマ排煙外倒し 中央嵌殺し両袖片引き窓
仕上	アルミアルマイト処理（シルバー） 70mm
ガラス	FIX窓：5/m透明強化 障子窓：6/m透明 排煙窓：4/mアルミパネル
金物	ロック付クレセント 2個 排煙窓オペレーター 1箇所
備考	内外アルミ曲げ物加工（４周）

工事内容

・被せ工法により設置した図示の建具枠内（周囲４辺）に硬質発泡ウレタンを充填する。

※横形ブラインド（アルミニウム合金製、ギヤ式、巾25mm、標準色）の取替（取付金物まで）を含む。

【ブラインド寸法・数量：W1,260×H990・4組、W2,200×H990・1組、W2,460×H990・1組】

・平面図太破線枠部分の排煙窓枠ゴムパッキン（周囲４辺）の取替を行う。（枠寸法は傍記による）

・その他事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成２５年版」の１章４節　材料、２章　仮設工事及び５章　建具改修工事並びに「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２５年版」の２０章　ユニット及びその他の工事による。

工事名	平成２７年度　公園事務所建具改修工事		
工事地名	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区		
図面の種類	平面図・建具表		
縮尺	図示	図面番号	A－01
施工年度	平成２７年度		
事務所名	内閣府　沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所		

平成２１年　６月　９日
改正　平成２１年　９月１０日
平成２３年　４月２０日
最終改正　平成２４年１２月２５日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

（定義）

第１条　オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第２条　本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第９９条第２号から第７号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成１８年８月２５日付け財計第２０１７号を準用して、同号一（２）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（２）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条　会計法第二十九条の三第五項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三　予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五　予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

（参加資格）

第３条　本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一　予決令第７０条及び第７１条の規定を準用して、これに該当しない者

二　九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成１３年１月６日付け国官会第２２号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認めた者

三　見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指

名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四　内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六　予決令第９９条第５号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第１８条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第１６条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

（手続）

第４条　毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をＦＡＸすることができる。

２　見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はＦＡＸ※とする。なお、ＦＡＸの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※　ＦＡＸによる見積書提出の場合、必ず担当者にＦＡＸした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

３　見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が２名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第８１条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和５４年４月１日開管理第４６９号。以下「心得」という。）第４条参照＞

４　見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

５　予決令第９９条第３号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

６　オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第９９条の２及び第９９条の３の規定を準用して、見積を行う。

＜心得第５条参照＞

（見積書の無効）

第５条　次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一　見積に参加する資格を有しない者のした見積

二　委任状を持参しない代理人のした見積

三　記名押印を欠く見積

四　金額を訂正した見積

五　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六　明らかに連合によると認められる見積

七　同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の見積

八　その他見積に関する条件に違反した見積

＜心得第３条参照＞

（結果の閲覧等）

第６条　入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

２　見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

３　見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

（その他）

第７条　その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。